第

2547

뭉

ダァスクラ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2004年)$ 平成16年 5月 27日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 海外渡航費

○ : 当社は、この度、業務の必要性から従 業員1名を海外へ派遣することにしました。 つきましては、海外渡航費の税法上の取扱い を教えて下さい。

A:一定の要件に該当する海外渡航費は損 金の額に算入することができます。

## 【解説】

法人が、役員又は使用人に対して支給する 海外渡航費用(支度金を含みます。)は、そ の海外渡航が法人の業務の遂行上必要なもの であり、かつ、その渡航費用が通常必要と認 められる金額であるならば、旅費として損金 経理することが認められます。しかし、業務 の遂行上必要と認められない海外渡航費用や 業務の遂行上必要と認められる海外渡航であ っても通常必要と認められる金額を超える部 分の金額については旅費として認められず、 原則として、その役員又は使用人に対する給 与とされます。

なお、その海外渡航が法人の業務に必要か どうかは、旅行の目的等を総合勘案して実質 的に判定されますが、次に掲げる旅行は、原 則として法人の業務の遂行上必要な海外渡航 に該当しないものとされています。

- ①海外渡航の許可を得て行う旅行
- ②旅行あっせんを行う者等が団体旅行に応募 してする旅行
- ③同業者団体その他これに準ずる団体が主催 して行う団体旅行で主として観光目的と認 められるもの







